

第 8 教 育 訓 練

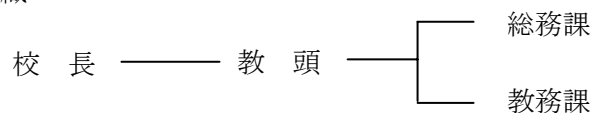
第 8 教育訓練

1 広島県消防学校の沿革

- 昭和 18 年 4 月 広島市加古町に消防訓練所（警察部内）を設置
 昭和 23 年 4 月 広島県警察部から独立し，広島市霞町に消防学校を設置
 昭和 34 年 10 月 広島市西区観音新町四丁目に校舎を建設し移転
 昭和 57 年 4 月 広島市安佐北区倉掛 2 丁目 33 番 2 号に校舎を建設し移転

2 組織及び職員数（平成 20 年 4 月 1 日現在）

(1) 組織



(2) 職員数

(単位：人)

区 分	校長	教頭	課長	主任教諭	教諭	主任	舎監	計
総務課	1	1	1	—	1	1	—	5
教務課	—	—	1	1	8 (7)	—	2	12 (8)
計	1	1	2	1	9 (7)	1	2	17 (8)

※ () は県内消防本部からの派遣職員数で内数である。

3 施設の概要

- (1) 土地 36,880.20 m² (平地部 29,277.20 m², 法面 7,603.00 m²)
- (2) 建物等 6,739.85 m²
- | | |
|---|----------------------------|
| 本 館 (2 階建) | 延 2,222.50 m ² |
| 学 生 寮 (3 階建 24 室 収容可能人数 142 人) | 延 2,074.59 m ² |
| 屋内訓練場 (平屋一部 2 階建) | 延 1,043.51 m ² |
| 屋外訓練場 (グラウンド) | 延 12,600.00 m ² |
| 訓練塔 (地上 8 階地下 1 階) | 延 756.00 m ² |
| 水難救助訓練施設 (プール) 12m×25m 深さ 1.1~5.0m (約 900m ³) | |
| 車庫, その他 | 643.25 m ² |

4 教育訓練の概要

(1) 教育訓練の基本方針

社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを教育基本方針とする。

(2) 教育訓練の内容

ア 教育訓練の種類

消防職員等に対する教育訓練の種類は、次表のとおりである。

教育訓練の種類	内 容
初 任 教 育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練
基 礎 教 育	任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練
専 科 教 育	現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練
幹 部 教 育	幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練
特 別 教 育	上記に掲げる教育訓練以外で、特別の目的のために実施する教育訓練

イ 消防職員に対する教育訓練の内容

消防職員に対する教育訓練の種別毎の科・課程及びその内容は、次表のとおりである。

区 分	内 容	
初 任 教 育	新たに採用された職員及びこれに準ずる職員に対し、消防行政全般にわたる基礎的教育訓練（基礎教育、実務教育、実科訓練等）を行う。	
専 科 教 育	特 殊 災 害 科	特殊災害に係る専門的知識、消防活動要領を修得させるとともに、災害現場において適切かつ効果的な消防戦術が指揮できる知識・技能を修得させる。
	防 火 査 察 科	査察行政に関する知識、技術及び建築物、消防用設備等に関する知識、技術を修得させるとともに、行政指導、違反処理等について考察を行う。
	危 険 物 科	危険物行政に関する知識及び技術を修得させるとともに、行政指導、違反処理等について考察を行う。
	火 災 調 査 科	火災の原因調査及び火災による損害調査並びに鑑識に関する知識及び技術を修得させるとともに、特異な火災事例の原因、損害調査等について考察を行う。
	救 急 科	救急自動車に乗務する救急隊員に必要な資格を取得させるとともに、さらに高度な応急処置等に必要な専門的知識、技術を修得させる。
	救 助 科	救助技術に関する知識及び技術を修得させるとともに、おう盛な士気と強じんな体力の養成を図る。

特別教育	消防団員教育担当	消防団員の基礎的実科訓練指導に必要な知識及び技術を修得させる。
	救急救命士再教育（JPTEC）	救急救命士の再教育の一環として、病院前における外傷救護の知識及び技術を修得させる。
	救急救命士再教育（二次救命処置）	救急救命士の再教育の一環として、高度救命処置の知識及び技術を修得させる。
	気管挿管講習	救命救急士に気管挿管の知識及び技術を修得させる。

ウ 消防団員に対する教育訓練の内容

消防団員に対する教育訓練の種別毎の科及びその内容は、次表のとおりである。

区 分		内 容
基 礎 教 育		団員としての経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことのない団員に対し、基礎的教育訓練を行う。
幹部教育	初級幹部科	初級幹部（部長，班長級）に必要な知識及び技術を修得させる。
	中級幹部科	中級幹部（分団長，副分団長級）に必要な知識及び技術を修得させる。
	上級幹部科	上級幹部（団長，副団長級）に必要な責務，事務管理，指導能力等に関する知識及び技術を修得させる。
特別教育	訓練指導員科	消防団員に訓練礼式及びポンプ操法を指導する者に対し，より高度な指導技術を修得させる。
	そ の 他	市町からの要請により，消防団員に，火災防ぎよ及び救助等に関する必要な知識及び技術を修得させる。

5 教育訓練の実施状況

平成19年度中における消防職員の教育訓練実績は第1表，消防団員の教育訓練実績は第2表のとおりである。

第1表 平成19年度消防本部別入校実績表

(単位:人)

教育名 消防本部名	初任教育 (80期)	特殊災害科 (2期)	危険物科 (1期)	防火査察 (2期)	消防用施設等 (2期)	救急科		救助科 (31期)	特別教育				気管挿管講習	消防団教育担当	合計
						(18期)	(19期)		救急救命士再教育						
									JPTEC (第1回)	JPTEC (第2回)	二次救命処置 (第1回)	二次救命処置 (第2回)			
広島市消防局	29	—	3	5	3	17	17	11	10	10	12	12	15	—	144
呉市消防局	—	1	2	2	2	5	5	5	3	3	—	—	—	—	28
三原市消防本部	1	2	2	1	1	2	2	2	3	3	3	2	1	6	31
尾道市消防局	12	1	1	1	1	5	5	3	2	1	4	4	—	1	41
大竹市消防本部	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	14
東広島市消防局	6	3	2	2	2	3	—	3	1	—	3	2	5	2	34
廿日市市消防本部	3	1	1	1	1	2	1	2	1	—	3	2	2	1	21
安芸高田市消防本部	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	5
江田島市消防本部	—	2	1	—	1	2	2	1	—	1	—	1	—	1	12
府中町消防本部	2	1	1	—	—	1	1	1	1	1	1	1	—	—	11
北広島町消防本部	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	3
備北地区消防組合消防本部	5	3	3	1	1	5	5	2	1	1	2	3	2	3	37
竹原広域行政組合消防本部	6	—	—	1	—	3	2	4	1	1	3	3	—	4	28
福山地区消防組合消防局	18	5	1	1	1	6	6	6	3	3	3	3	—	5	61
その他	—	1	—	—	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—	5
合計	87	21	18	16	14	56	48	42	28	26	36	34	26	23	475

第2表 平成19年度消防団員市町村別教育訓練実績表

(単位:人)

市町村名	上級幹部科	中級幹部科	初級幹部科	県指導員	市町村指導員	一日入校	合計
広島市	1	4	—	8	17	—	30
呉市	3	—	—	8	11	—	22
竹原市	2	2	1	—	—	—	5
三原市	4	—	—	5	5	—	14
尾道市	2	—	—	3	7	—	12
福山市	—	—	—	7	—	—	7
府中市	—	—	—	3	24	—	27
三次市	2	—	2	6	14	25	49
庄原市	5	6	—	8	8	—	27
大竹市	1	1	—	1	2	—	5
東広島市	3	—	—	6	11	22	42
廿日市市	5	3	—	5	10	—	23
安芸高田市	3	—	—	3	5	—	11
江田島市	2	3	1	3	7	—	16
府中町	1	—	1	1	—	—	3
海田町	2	3	—	1	3	—	9
熊野町	—	—	—	1	—	—	1
坂町	3	1	1	1	—	—	6
安芸太田町	4	—	—	3	4	—	11
北広島町	2	—	—	3	12	—	17
大崎上島町	1	—	—	2	2	—	5
世羅町	4	—	—	3	11	—	18
神石高原町	2	8	3	4	—	—	17
小計	52	31	9	85	153	47	377